

## ・一般廃棄物関係

報告書名	対象事業者	報告期限	提出先
一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書	事業用の建築物のうち、下記の建築物の所有者 ①延床面積が、1,000㎡以上の建築物 ②延床面積が、1,000㎡未満の建築物で、市長が現に多量の一般廃棄物を排出すると認めるもの	当該年度の4月30日まで	豊橋市役所 ゼロカーボンシティ推進課

## ・産業廃棄物関係

報告書名	対象事業者	報告期限	提出先
産業廃棄物処理計画	前年度の産業廃棄物の発生量が1,000t以上の事業場	当該年度の6月30日まで	豊橋市役所 廃棄物対策課
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	前年度に産業廃棄物処理計画を提出した事業場	当該年度の6月30日まで	
特別管理産業廃棄物処理計画	前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の事業場	当該年度の6月30日まで	
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書	前年度に特別管理産業廃棄物処理計画を提出した事業場	当該年度の6月30日まで	
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	産業廃棄物を排出する事業者で、前年度に産業廃棄物管理票を交付した事業者	当該年度の6月30日まで	
県外産業廃棄物搬入届出書	県外に設置する事業場にて生ずる産業廃棄物を処分するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとする事業者	当該年度の最初の搬入をしようとする日の30日前まで	
県外産業廃棄物搬入状況報告書	上記の届出をした事業者	当該年度の6月30日まで	
産業廃棄物事業場外保管届出書	建設工事に伴う産業廃棄物及び廃タイヤを300㎡以上の保管場所を設置する事業者	あらかじめ	
特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書	建設工事に伴い発生した特別管理産業廃棄物を300㎡以上の保管場所を設置する事業者	あらかじめ	
特定産業廃棄物保管届出書	建設系産業廃棄物及び廃タイヤを屋外の100㎡以上の保管場所で保管する事業者	保管を開始しようとする日の14日前まで	
特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告書	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者	事業場を設置した日から30日以内まで	
PCB 廃棄物の保管及び処分状況等届出書	PCB 廃棄物を保管している事業者	当該年度の6月30日まで	
PCB 廃棄物の処分終了又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄終了届出書	保管している PCB 廃棄物の全ての処分を終了した事業者又は使用している全ての PCB 使用製品の廃棄を終了した事業者	処分・廃棄を終了した日から20日以内まで	